

令和5年度末の退職に伴う手続きについて

⑥ 退職する方の貸付償還について

共済組合で、貸付金を借り受けている方が退職する場合の取扱いについては次のとおりです。

◆ 令和6年3月31日付けで退職する方

未償還元利金を退職手当から全額控除しますので、手続きは必要ありません。

なお、退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分の振込用紙を送付しますので、期日までに振り込んでください。

また、4月に退職手当から控除する際は、経過利息が生じます。毎月償還分については、4月に係る1カ月分の経過利息が、ボーナス償還分については、1月から4月までの4カ月分の経過利息が生じ、それらを加えた金額となりますので、あらかじめご了承ください。

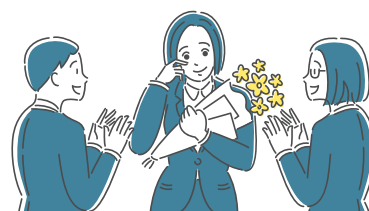
なお、退職手当から控除する旨の通知については、4月下旬頃に送付します。

経過利息の計算


毎月償還分：3月末の未償還元金×月利

ボーナス償還分：3月末の未償還元金×月利×4(月分)

※月利については、ご自分の償還表を参考にしてください。



⑦ 転出する方の貸付償還について

転出先	償還方法	手続き
令和6年4月1日付けで転出する方	次の(1)から(3)のうち、いずれかを選択してください。 (1) 自己資金で一括償還する。 4月に振込用紙をお送りします。 (2) 転出先の共済組合で借り受けた資金で一括償還する。 4月に残高証明書及び振込用紙をお送りします。 (3) 徴収嘱託制度で当共済組合への償還を継続する。 概ね5年以内に当共済組合に戻る可能性があり、本人が希望する場合は、転出先の共済組合が給与から償還金を控除し、当共済組合へ送金する制度です。 ※最長5年間。5年経過時に当共済組合に再度転入しない場合は、全額償還となります。	手続き用紙「借受人転出届出書」等を3月上旬に所属所あてに公文書で送付します。  異動発表後、期日までに支部へ提出してください。
	上記の償還方法(1)、(2)のどちらかを選択してください。 ただし、概ね5年以内に当共済組合に戻る可能性のある方で、団体信用生命保険に加入している貸付けを有している方は、個人払いにより当共済組合への償還を継続することができます。	
	転出先の支部で引き続き償還していただけます。	

団体信用生命保険ご加入中の方へ

貸付金の完済をもって自動脱退となります。保険料に未経過分がある場合は、保険会社から還付されますので、それまでは保険料の引落口座を解約しないようお願いします。